

直装式作業機を装着して公道走行するために必要な対応一覧表

トラクタ単体について		作業機装着状態のトラクタについて		
道路運送車両法に基づく車両種別	車両の寸法及び最高速度	作業機装着状態での寸法		
		全幅1.7m以下 かつ全長4.7m以下 かつ全高2.0m以下	全幅1.7m超～2.5m以下 又は全長4.7m超～12.0m以下 又は全高2.0m超～3.8m以下	全幅2.5m超 かつ全長12.0m以下 かつ全高3.8m以下
農耕用 小型特殊自動車	全幅1.7m以下 全長4.7m以下 全高2.0m以下 最高速度15km/h以下 を全て満たす	①以下の灯火器類が保安基準で定める位置から視認不可の場合、移設又は増設。 1. 前照灯(ヘッドランプ) 2. 方向指示器(ウィンカー) 3. 後部反射器(リフレクター) ②①2、3の灯火器類が作業機の最外側から40cm以内でない場合、以下を取付。 1. 作業機最外側付近の左右前面に白色の反射器 2. 作業機最外側付近の左右後面に赤色の反射器 3. 作業機後面に「制限を受けた自動車の標識」	①以下の灯火器類が保安基準で定める位置から視認不可の場合、移設又は増設。 1. 前照灯(ヘッドランプ) 2. 方向指示器(ウィンカー) 3. 後部反射器(リフレクター) ②トラクタ左側にミラーを取付。 ③①2、3の灯火器類が作業機の最外側から40cm以内でない場合、以下を取付。 1. 作業機最外側付近の左右前面に白色の反射器 2. 作業機最外側付近の左右後面に赤色の反射器 3. 作業機後面に「制限を受けた自動車の標識」	①特殊車両通行許可を申請すること。 ②以下の灯火器類が保安基準で定める位置から視認不可の場合、移設又は増設。 1. 前照灯(ヘッドランプ) 2. 方向指示器(ウィンカー) 3. 後部反射器(リフレクター) ③以下を取付。 1. トラクタ左側にミラー 2. 作業機の左右最外側付近の前面及び後面に外側表示板 3. 運転席及び作業機後面に全幅の表示 4. 作業機後面に「制限を受けた自動車の標識」 ④②2、3の灯火器類が作業機の最外側から40cm以内でない場合、以下を取付。 1. 作業機最外側付近の左右前面に白色の灯火器 2. 作業機最外側付近の左右後面に赤色の反射器及び灯火器(ただし、外側表示板が反射材の場合、反射器は不要)
農耕用 小型特殊自動車	全幅1.7m以下 全長4.7m以下 全高2.0m以下 最高速度15km/h以下のいずれかを満たさないで、 最高速度35km/h未満	①以下の灯火器類が保安基準で定める位置から視認不可の場合、移設又は増設。 1. 前照灯(ヘッドランプ) 2. 方向指示器(ウィンカー) 3. 車幅灯(スモールランプ) 4. 制動灯(ブレーキランプ) 5. 後退灯(バックランプ) 6. 尾灯(テールランプ) 7. 後部反射器(リフレクター) ②①2、3、4、6、7の灯火器類が作業機の最外側から40cm以内でない場合、以下を取付。 1. 作業機最外側付近の左右前面に白色の反射器 2. 作業機最外側付近の左右後面に赤色の反射器 3. 作業機後面に「制限を受けた自動車の標識」 ③「安定性の確認が取れたトラクタと作業機の組み合わせ」リストにない組み合わせの場合、運転席及び作業機後面に「運行速度15km/h以下」を表示(ただし、設計最高速度が15km/h以下の車両を除く)。	①以下の灯火器類が保安基準で定める位置から視認不可の場合、移設又は増設。 1. 前照灯(ヘッドランプ) 2. 方向指示器(ウィンカー) 3. 車幅灯(スモールランプ) 4. 制動灯(ブレーキランプ) 5. 後退灯(バックランプ) 6. 尾灯(テールランプ) 7. 後部反射器(リフレクター) ②①2、3、4、6、7の灯火器類が作業機の最外側から40cm以内でない場合、以下を取付。 1. 作業機最外側付近の左右前面に白色の反射器 2. 作業機最外側付近の左右後面に赤色の反射器 3. 作業機後面に「制限を受けた自動車の標識」 ③「安定性の確認が取れたトラクタと作業機の組み合わせ」リストにない組み合わせの場合、運転席及び作業機後面に「運行速度15km/h以下」を表示(ただし、設計最高速度が15km/h以下の車両を除く)。	①特殊車両通行許可を申請すること。 ②以下の灯火器類が保安基準で定める位置から視認不可の場合、移設又は増設。 1. 前照灯(ヘッドランプ) 2. 方向指示器(ウィンカー) 3. 車幅灯(スモールランプ) 4. 制動灯(ブレーキランプ) 5. 後退灯(バックランプ) 6. 尾灯(テールランプ) 7. 後部反射器(リフレクター) ③以下を取付。 1. 作業機の左右最外側付近の前面及び後面に外側表示板 2. 運転席及び作業機後面に全幅の表示 3. 作業機後面に「制限を受けた自動車の標識」 ④②2、3、4、6、7の灯火器類が作業機の最外側から40cm以内でない場合、以下を取付。 1. 作業機最外側付近の左右前面に白色の灯火器 2. 作業機最外側付近の左右後面に赤色の反射器及び灯火器(ただし、外側表示板が反射材の場合、反射器は不要) ⑤「安定性の確認が取れたトラクタと作業機の組み合わせ」リストにない組み合わせの場合、運転席及び作業機後面に「運行速度15km/h以下」を表示(ただし、設計最高速度が15km/h以下の車両を除く)。
農耕用 大型特殊自動車	車両寸法に関係なく 最高速度35km/h以上	①以下の灯火器類が保安基準で定める位置から視認不可の場合、移設又は増設。 1. 前照灯(ヘッドランプ) 2. 方向指示器(ウィンカー) 3. 車幅灯(スモールランプ) 4. 制動灯(ブレーキランプ) 5. 後退灯(バックランプ) 6. 尾灯(テールランプ) 7. 後部反射器(リフレクター) 8. 番号灯(ライセンスランプ) ②①2、3、4、6、7の灯火器類が作業機の最外側から40cm以内でない場合、以下を取付。 1. 作業機最外側付近の左右前面に白色の反射器 2. 作業機最外側付近の左右後面に赤色の反射器 3. 作業機後面に「制限を受けた自動車の標識」 ③「安定性の確認が取れたトラクタと作業機の組み合わせ」リストにない組み合わせの場合、運転席及び作業機後面に「運行速度15km/h以下」を表示。 ④運転席及び作業機後面にリアオーバーハングの長さ及び「運行速度35km/h未満」(速度制限を受けている場合(安定性の緩和を要する自動車は除く)に限る。)を表示。	①以下の灯火器類が保安基準で定める位置から視認不可の場合、移設又は増設。 1. 前照灯(ヘッドランプ) 2. 方向指示器(ウィンカー) 3. 車幅灯(スモールランプ) 4. 制動灯(ブレーキランプ) 5. 後退灯(バックランプ) 6. 尾灯(テールランプ) 7. 後部反射器(リフレクター) 8. 番号灯(ライセンスランプ) ②①2、3、4、6、7の灯火器類が作業機の最外側から40cm以内でない場合、以下を取付。 1. 作業機最外側付近の左右前面に白色の反射器 2. 作業機最外側付近の左右後面に赤色の反射器 3. 作業機後面に「制限を受けた自動車の標識」 ③「安定性の確認が取れたトラクタと作業機の組み合わせ」リストにない組み合わせの場合、運転席及び作業機後面に「運行速度15km/h以下」を表示。 ④運転席及び作業機後面にリアオーバーハングの長さ及び「運行速度35km/h未満」(速度制限を受けている場合(安定性の緩和を要する自動車は除く)に限る。)を表示。	①特殊車両通行許可を申請すること。 ②以下の灯火器類が保安基準で定める位置から視認不可の場合、移設又は増設。 1. 前照灯(ヘッドランプ) 2. 方向指示器(ウィンカー) 3. 車幅灯(スモールランプ) 4. 制動灯(ブレーキランプ) 5. 後退灯(バックランプ) 6. 尾灯(テールランプ) 7. 後部反射器(リフレクター) 8. 番号灯(ライセンスランプ) ③以下を取付。 1. 作業機の左右最外側付近の前面及び後面に外側表示板 2. 運転席及び作業機後面に全幅の表示 3. 作業機後面に「制限を受けた自動車の標識」 ④②2、3、4、6、7の灯火器類が作業機の最外側から40cm以内でない場合、以下を取付。 1. 作業機最外側付近の左右前面に白色の灯火器 2. 作業機最外側付近の左右後面に赤色の反射器及び灯火器(ただし、外側表示板が反射材の場合、反射器は不要) ⑤「安定性の確認が取れたトラクタと作業機の組み合わせ」リストにない組み合わせの場合、運転席及び作業機後面に「運行速度15km/h以下」を表示。 ⑥運転席及び作業機後面にリアオーバーハングの長さ及び「運行速度35km/h未満」(速度制限を受けている場合(安定性の緩和を要する自動車は除く)に限る。)を表示。

※全幅寸法に関係なく、全長12.0m超又は全高3.8m超の場合は、地方運輸局長に個別に基準緩和認定を申請。

被けん引式作業機を装着して公道走行するために必要な対応一覧表

トラクタ単体について		作業機装着状態のトラクタについて		
道路運送車両法に基づく車両種別	車両の寸法及び最高速度	作業機装着状態での寸法		
		全幅1.7m以下 かつ全長4.7m以下 かつ全高2.0m以下	全幅1.7m超～2.5m以下 又は全長4.7m超～12.0m以下 又は全高2.0m超～3.8m以下	全幅2.5m超 かつ全長12.0m以下 かつ全高3.8m以下
農耕用 小型特殊自動車	全幅1.7m以下 全長4.7m以下 全高2.0m以下 最高速度15km/h以下 を全て満たす	①作業機に車台番号を打刻すること。 ②連結装置（ドローバー等）が分離した際でも、トラクタと作業機の連結を保つことができるよう、セーフティーチェーン等を備えること。 ③以下の灯火器類を取付。 1. 作業機最外側から40cm以内の前面に白色の反射器 2. 作業機最外側から40cm以内の後面に方向指示器（ウィンカー） 3. 作業機最外側から40cm以内の後面に赤色正立正三角形の反射器 ただし、構造上指定の範囲内の位置に取り付けられない場合は、可能な限り最外側に取付の上、作業機後面に「制限を受けた自動車の標識」を表示すること。	①作業機に車台番号を打刻すること。 ②連結装置（ドローバー等）が分離した際でも、トラクタと作業機の連結を保つことができるよう、セーフティーチェーン等を備えること。 ③以下の灯火器類を取付。 1. 作業機最外側から40cm以内の前面に白色の反射器 2. 作業機最外側から40cm以内の後面に方向指示器（ウィンカー） 3. 作業機最外側から40cm以内の後面に赤色正立正三角形の反射器 ただし、構造上指定の範囲内の位置に取り付けられない場合は、可能な限り最外側に取付けること。 ④以下を取付。 1. トラクタ左側にミラー 2. 作業機後面に「制限を受けた自動車の標識」	①特殊車両通行許可を申請すること。 ②作業機に車台番号を打刻すること。 ③連結装置（ドローバー等）が分離した際でも、トラクタと作業機の連結を保つことができるよう、セーフティーチェーン等を備えること。 ④以下の灯火器類を取付。 1. 作業機最外側から40cm以内の前面に白色の反射器 2. 作業機最外側から40cm以内の後面に方向指示器（ウィンカー） 3. 作業機最外側から40cm以内の後面に赤色正立正三角形の反射器 ただし、構造上指定の範囲内の位置に取り付けられない場合は、可能な限り最外側に取付けること。 ⑤以下を取付。 1. トラクタ左側にミラー 2. 作業機の左右最外側付近の前面及び後面に外側表示板 3. 運転席及び作業機後面に全幅の表示 4. 作業機後面に「制限を受けた自動車の標識」
農耕用 小型特殊自動車	全幅1.7m以下 全長4.7m以下 全高2.0m以下 最高速度15km/h以下のいずれかを満たさないで、 最高速度35km/h未満	①作業機に車台番号を打刻すること。 ②連結装置（ドローバー等）が分離した際でも、トラクタと作業機の連結を保つことができるよう、セーフティーチェーン等を備えること。 ③以下の灯火器類を取付。 1. 作業機最外側から15cm以内の前面に車幅灯（スモールランプ） 2. 作業機最外側から40cm以内の前面に白色の反射器 3. 作業機最外側から40cm以内の後面に尾灯（テールランプ） 4. 作業機最外側から40cm以内の後面に制動灯（ブレーキランプ） 5. 作業機後面に後退灯（バックランプ） 6. 作業機最外側から40cm以内の後面に方向指示器（ウィンカー） 7. 作業機最外側から40cm以内の後面に赤色正立正三角形の反射器 ただし、構造上指定の範囲内の位置に取り付けられない場合は、可能な限り最外側に取付の上、作業機後面に「制限を受けた自動車の標識」を表示すること。 ④以下A～Cの条件にひとつ以上当てはまる場合は、以下1～3を取付。 A. トラクタとトレーラ（空車状態）を連結した際に、最大安定傾斜角度が30度以上又は35度以上（車両総重量が車両重量の1.2倍以上又は積載により重心高さが上がるもの）に満たない場合 B. トレーラをけん引する際に車両総重量が7tを超えるトラクタにABSを備えていない場合 C. トラクタとトレーラを連結した際に基準に適合する制動装置が未装備の場合 1. 運転席及びトラクタ後面に「けん引時運行速度15km/h以下」の表示 2. 作業機後面に「運行速度15km/h以下」の表示 3. トラクタ後面及び作業機後面に「制限を受けた自動車の標識」	①作業機に車台番号を打刻すること。 ②連結装置（ドローバー等）が分離した際でも、トラクタと作業機の連結を保つことができるよう、セーフティーチェーン等を備えること。 ③以下の灯火器類を取付。 1. 作業機最外側から15cm以内の前面に車幅灯（スモールランプ） 2. 作業機最外側から40cm以内の前面に白色の反射器 3. 作業機最外側から40cm以内の後面に尾灯（テールランプ） 4. 作業機最外側から40cm以内の後面に制動灯（ブレーキランプ） 5. 作業機後面に後退灯（バックランプ） 6. 作業機最外側から40cm以内の後面に方向指示器（ウィンカー） 7. 作業機最外側から40cm以内の後面に赤色正立正三角形の反射器 ただし、構造上指定の範囲内の位置に取り付けられない場合は、可能な限り最外側に取付の上、作業機後面に「制限を受けた自動車の標識」を表示すること。 ④以下A～Cの条件にひとつ以上当てはまる場合は、以下1～3を取付。 A. トラクタとトレーラ（空車状態）を連結した際に、最大安定傾斜角度が30度以上又は35度以上（車両総重量が車両重量の1.2倍以上又は積載により重心高さが上がるもの）に満たない場合 B. トレーラをけん引する際に車両総重量が7tを超えるトラクタにABSを備えていない場合 C. トラクタとトレーラを連結した際に基準に適合する制動装置が未装備の場合 1. 運転席及びトラクタ後面に「けん引時運行速度15km/h以下」の表示 2. 作業機後面に「運行速度15km/h以下」の表示 3. トラクタ後面及び作業機後面に「制限を受けた自動車の標識」	①特殊車両通行許可を申請すること。 ②作業機に車台番号を打刻すること。 ③連結装置（ドローバー等）が分離した際でも、トラクタと作業機の連結を保つことができるよう、セーフティーチェーン等を備えること。 ④以下の灯火器類を取付。 1. 作業機最外側から15cm以内の前面に車幅灯（スモールランプ） 2. 作業機最外側から40cm以内の前面に白色の反射器 3. 作業機最外側から40cm以内の後面に尾灯（テールランプ） 4. 作業機最外側から40cm以内の後面に制動灯（ブレーキランプ） 5. 作業機後面に後退灯（バックランプ） 6. 作業機最外側から40cm以内の後面に方向指示器（ウィンカー） 7. 作業機最外側から40cm以内の後面に赤色正立正三角形の反射器 ただし、構造上指定の範囲内の位置に取り付けられない場合は、可能な限り最外側に取付けること。 ⑤以下を取付。 1. 作業機最外側付近の前後左右に外側表示板 2. 運転席及び作業機後面に全幅の表示 3. 作業機後面に「制限を受けた自動車の標識」 ⑥以下A～Cの条件にひとつ以上当てはまる場合は、以下1～3を取付。 A. トラクタとトレーラ（空車状態）を連結した際に、最大安定傾斜角度が30度以上又は35度以上（車両総重量が車両重量の1.2倍以上又は積載により重心高さが上がるもの）に満たない場合 B. トレーラをけん引する際に車両総重量が7tを超えるトラクタにABSを備えていない場合 C. トラクタとトレーラを連結した際に基準に適合する制動装置が未装備の場合 1. 運転席及びトラクタ後面に「けん引時運行速度15km/h以下」の表示 2. 作業機後面に「運行速度15km/h以下」の表示 3. トラクタ後面及び作業機後面に「制限を受けた自動車の標識」
農耕用 大型特殊自動車	車両寸法に関係なく 最高速度35km/h以上	①作業機に車台番号を打刻すること。 ②連結装置（ドローバー等）が分離した際でも、トラクタと作業機の連結を保つことができるよう、セーフティーチェーン等を備えること。 ③以下の灯火器類を取付。 1. 作業機最外側から15cm以内の前面に車幅灯（スモールランプ） 2. 作業機最外側から40cm以内の前面に白色の反射器 3. 作業機最外側から40cm以内の後面に尾灯（テールランプ） 4. 作業機最外側から40cm以内の後面に制動灯（ブレーキランプ） 5. 作業機後面に後退灯（バックランプ） 6. 作業機最外側から40cm以内の後面に方向指示器（ウィンカー） 7. 作業機最外側から40cm以内の後面に赤色正立正三角形の反射器 8. 作業機後面に番号灯（ライセンスランプ） ただし、構造上指定の範囲内の位置に取り付けられない場合は、可能な限り最外側に取付の上、作業機後面に「制限を受けた自動車の標識」を表示すること。 ④以下A～Cの条件にひとつ以上当てはまる場合は、以下1～3を取付。 A. トラクタとトレーラ（空車状態）を連結した際に、最大安定傾斜角度が30度以上又は35度以上（車両総重量が車両重量の1.2倍以上又は積載により重心高さが上がるもの）に満たない場合 B. トレーラをけん引する際に車両総重量が7tを超えるトラクタにABSを備えていない場合 C. トラクタとトレーラを連結した際に基準に適合する制動装置が未装備の場合 1. 運転席及びトラクタ後面に「けん引時運行速度15km/h以下」の表示 2. 作業機後面に「運行速度15km/h以下」の表示 3. トラクタ後面及び作業機後面に「制限を受けた自動車の標識」	①作業機に車台番号を打刻すること。 ②連結装置（ドローバー等）が分離した際でも、トラクタと作業機の連結を保つことができるよう、セーフティーチェーン等を備えること。 ③以下の灯火器類を取付。 1. 作業機最外側から15cm以内の前面に車幅灯（スモールランプ） 2. 作業機最外側から40cm以内の前面に白色の反射器 3. 作業機最外側から40cm以内の後面に尾灯（テールランプ） 4. 作業機最外側から40cm以内の後面に制動灯（ブレーキランプ） 5. 作業機後面に後退灯（バックランプ） 6. 作業機最外側から40cm以内の後面に方向指示器（ウィンカー） 7. 作業機最外側から40cm以内の後面に赤色正立正三角形の反射器 8. 作業機後面に番号灯（ライセンスランプ） ただし、構造上指定の範囲内の位置に取り付けられない場合は、可能な限り最外側に取付の上、作業機後面に「制限を受けた自動車の標識」を表示すること。 ④以下A～Cの条件にひとつ以上当てはまる場合は、以下1～3を取付。 A. トラクタとトレーラ（空車状態）を連結した際に、最大安定傾斜角度が30度以上又は35度以上（車両総重量が車両重量の1.2倍以上又は積載により重心高さが上がるもの）に満たない場合 B. トレーラをけん引する際に車両総重量が7tを超えるトラクタにABSを備えていない場合 C. トラクタとトレーラを連結した際に基準に適合する制動装置が未装備の場合 1. 運転席及びトラクタ後面に「けん引時運行速度15km/h以下」の表示 2. 作業機後面に「運行速度15km/h以下」の表示 3. トラクタ後面及び作業機後面に「制限を受けた自動車の標識」	①特殊車両通行許可を申請すること。 ②作業機に車台番号を打刻すること。 ③連結装置（ドローバー等）が分離した際でも、トラクタと作業機の連結を保つことができるよう、セーフティーチェーン等を備えること。 ④以下の灯火器類を取付。 1. 作業機最外側から15cm以内の前面に車幅灯（スモールランプ） 2. 作業機最外側から40cm以内の前面に白色の反射器 3. 作業機最外側から40cm以内の後面に尾灯（テールランプ） 4. 作業機最外側から40cm以内の後面に制動灯（ブレーキランプ） 5. 作業機後面に後退灯（バックランプ） 6. 作業機最外側から40cm以内の後面に方向指示器（ウィンカー） 7. 作業機最外側から40cm以内の後面に赤色正立正三角形の反射器 8. 作業機後面に番号灯（ライセンスランプ） ただし、構造上指定の範囲内の位置に取り付けられない場合は、可能な限り最外側に取付けること。 ⑤以下を取付。 1. 作業機最外側付近の前後左右に外側表示板 2. 運転席及び作業機後面に全幅の表示 3. 作業機後面に「制限を受けた自動車の標識」 ⑥以下A～Cの条件にひとつ以上当てはまる場合は、以下1～3を取付。 A. トラクタとトレーラ（空車状態）を連結した際に、最大安定傾斜角度が30度以上又は35度以上（車両総重量が車両重量の1.2倍以上又は積載により重心高さが上がるもの）に満たない場合 B. トレーラをけん引する際に車両総重量が7tを超えるトラクタにABSを備えていない場合 C. トラクタとトレーラを連結した際に基準に適合する制動装置が未装備の場合 1. 運転席及びトラクタ後面に「けん引時運行速度15km/h以下」の表示 2. 作業機後面に「運行速度15km/h以下」の表示 3. トラクタ後面及び作業機後面に「制限を受けた自動車の標識」

※全幅寸法に関係なく、全長12.0m超又は全高3.8m超の場合は、地方運輸局長に個別に基準緩和認定を申請。